

## 65 歳以上の方へ

# 平成 25 年度 介護保険料のお知らせ

安平町に納めていただく 65 歳以上の方の保険料は下表のとおりです。

介護保険料は、40 歳以上の方全員が被保険者となり、介護が必要になったとき、みんなで介護を支えるために納めるものです。40 歳から 64 歳以下の方は、現在加入されている健康保険等の医療保険の保険料と合わせて介護保険料が徴収されますので、現在加入している健康保険等にお問い合わせください。

問合せ 健康福祉課国保・介護グループ ☎ 4555

### 保険料の決め方

65 歳以上の方の保険料については、本人及び世帯の課税や所得の状況に応じて 6 段階 に分けられています。

段階	対象者	保険料 (年額)
第 1 段階	生活保護の受給者 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	28,200 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の方	28,200 円
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で第 2 段階に該当しない方	42,300 円
第 4 段階 (特例)	世帯員に住民税が課税されている者がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の方	46,810 円
第 4 段階	世帯員に住民税が課税されている者がいるが、本人は住民税非課税の方	56,400 円
第 5 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 190 万円未満の方	70,500 円
第 6 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 190 万円以上の方	84,600 円

### 保険料の通知

平成 25 年度の保険料額は、6 月中旬（年金天引きの方は 10 月）に個別に通知します。

### 保険料の納め方

特別徴収の方（年金から天引きされている方）

→ 年金の支払い（年 6 回）の際にあらかじめ差し引かれます。

普通徴収の方

→ 6 月中旬に安平町から送付される納付書で納めてください。

※納期内の納付にご協力をお願いします。

※納期内に納付が困難な場合は、可能ですのでご相談ください。

★平成 25 年度  
介護保険料納入期限

期別	納入期限
1 期	7 月 1 日
2 期	9 月 2 日
3 期	10 月 31 日
4 期	1 月 6 日